

政令第百六十二号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。
第九条中「三百人」を「三百一人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。